

令和 8 年度 内閣府税制改正要望



令和 7 年 8 月
内閣府



令和8年度税制改正に関する内閣府・主要望のポイント

地方創生に関する施策の推進

人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

■ 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長 ☆ (法人税、所得税、法人住民税、事業税)

- 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長するとともに、企業へのインセンティブを高めるため、税額控除率の引上げ等を行う。

安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

■ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長 (所得税)

- 中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置（寄付金控除）の適用期限を2年間延長する。

地方創生に向けた特区活用の推進

■ 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 産業の国際競争力の強化等に資するスタートアップ企業等の創業による革新的な事業を促進するため、国家戦略特区における所得控除の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

■ 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対するエンジェル税制の延長 (所得税)

- 産業の国際競争力の強化等につながる中小スタートアップ企業等の創業を促進するため、国家戦略特区における個人出資に係る所得控除の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

■ 国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

- 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

■ 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長 ☆ (法人税、所得税、登録免許税)

- 都市再生による国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略民間都市再生事業を定めた認定区域計画に対する都市再生促進税制の課税の特例措置について、適用期限を3年間延長するとともに、登録免許税の適用要件の緩和を行う。



令和8年度税制改正に関する内閣府・主要望のポイント

地方創生に関する施策の推進

地方創生に向けた特区活用の推進（前項の続き）

- **国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税）**
 - 認定区域計画に定められた特定事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を3年間延長する。
- **国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化に必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長（法人税、法人住民税、事業税）**
 - 国際戦略総合特区において、産業の国際競争力の強化のために不可欠な分野における取組をスピーディかつ飛躍的に進めていくため、必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

※ 上記8項目のほか、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善等について必要な検討を行い、税制上の所要の措置を講じる。

防災対策の推進

■ 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 ☆ （固定資産税）

- 不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準を軽減する措置について、適用期限を3年間延長するとともに、対象地域を全国に拡充する。

政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援

■ 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長 （印紙税）

- 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減を図るため、沖縄振興開発金融公庫による特別貸付けの印紙税の非課税措置について、適用期限を5年間延長する。

科学技術・イノベーションに関する施策の推進

■ 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置 ☆ （法人税、所得税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税、事業所税）

- 法人化後の日本学術会議の安定的な財政基盤の確保に向けて、個人・法人が行った寄附への特例措置等及び調査研究等の受託事業を法人税法上の収益事業から除外する措置を講ずる。

※ ☆は拡充

令和8年度税制改正要望

(参考資料)

令和7年8月

内閣府

目次

【地方創生に関する施策の推進】

1. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ
2. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長・・・・・・・・ 7ページ
3. 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除の延長・・・・・・・・ 8ページ
4. 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対するエンジェル税制の延長・・・・・・・・ 9ページ
5. 国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は
税額控除の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ
6. 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長・・ 11ページ
7. 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長・・・ 12ページ
8. 国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化に必要な設備投資に対する特別償却又は
税額控除の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・ 13ページ
9. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置・・・・・・・・ 14ページ

目次

【防災対策の推進】

10. 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	15ページ
----------------------------------	-------

【政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援】

11. 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置 の延長	16ページ
--	-------

【科学技術・イノベーションに関する施策の推進】

12. 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置	17ページ
----------------------------	-------

【その他】

従要望一覧	18ページ
-------	-------

1. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長

1. 地方拠点強化税制の概要

- 地方での雇用を創出するため、**企業の地方移転又は地方拠点の強化**を行う場合、税制優遇措置を講じる。
【適用期限：令和8年3月末】

2. 整備計画の認定状況（令和7年6月末時点）

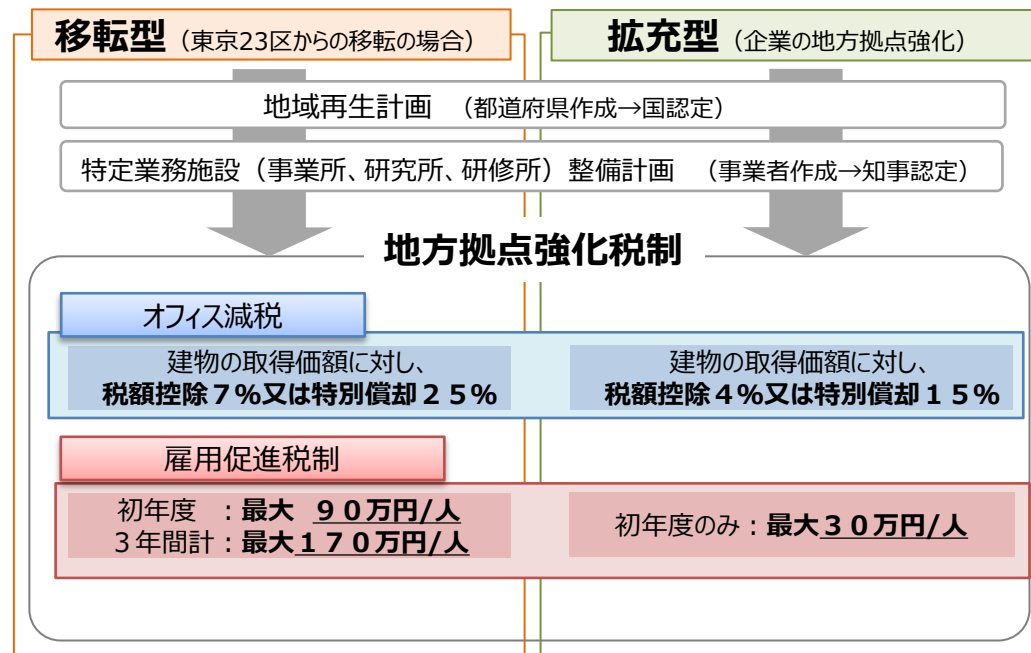
- 事業件数 **779件**
うち、本税制の適用実績（平成27～令和5年度）
【オフィス減税】 **248件**
【雇用促進税制】 **63件**
- 雇用創出人数 **33,052人**

3. 地方拠点強化税制の効果と課題

- テレワークやリモートワークによる従業員のワークライフバランスの向上やBCP対策等のメリットの浸透等により、**東京圏から地方移転した企業は令和6年度において過去最高であり、4年連続の転出超過。**
- 他方、**東京圏は転入者が転出者を上回る「転入超過」傾向が長らく続いており、過度な東京圏への一極集中による弊害やリスクに鑑み、国全体の持続的な発展のため、東京一極集中の是正に向けた人や企業の地方分散を図ることが必要。**
- このため、地方移転・拡充を検討する企業に対する**税制によるインセンティブ付け**とともに、**税制を補完する地方自治体等の施策との連動や好事例の普遍化**に取り組むことが必要。

4. 令和8年度税制改正要望案

- 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の**適用期限を延長（2年間）**するとともに、**企業へのインセンティブを高めるため、税額控除率の引上げ（現行、移転型7%、拡充型4%からの引上げ）等**を行う。
※ 併せて、**自治体独自の企業誘致関連施策を調査・可視化**し、地方移転を検討する企業等の利便性向上とともに、国施策との連携強化や自治体間での支援の好事例の普遍化を促す。



2. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長

【背景・目的】

中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する株式会社に対する出資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

（これまでの税制適用実績は3件。本措置に関わる地域再生計画の認定は6件。）

【制度概要】

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出

地域住民の参画



【個人出資者】

（地域住民・地域外の支援者など）

出資

寄附金控除の対象

「対象企業への出資額－2,000円」を
その年の総所得額から控除

雇用・生活サービス

(株) 地域商社おがの（埼玉県小鹿野町）
今後出資予定



道の駅の運営

(株) SD-WORLD（山口県長門市）
令和2年4月出資



ゲストハウスの運営

(株) 豊かな丘（長野県豊丘村）
平成30年3月、8月出資



産直市場の運営



宿泊施設の運営



ジビエ料理の提供



スーパーの運営

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

【要望内容】

地域運営組織の持続可能な運営を実現するインセンティブとして本税制は重要な制度であり、引き続き法人化による住民の参画と資金調達力の向上を促すため、適用期限を2年間延長する。（現行適用期限：令和8年3月31日まで）

3. 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除の延長

要望の目的

地方創生2.0基本構想（令和7年6月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区制度を活用し、地方創生や産業の国際競争力の強化等に資するスタートアップ企業等の創業による革新的な取組の促進を図る必要がある。

現行制度の概要

革新的な事業を行うスタートアップ企業等への所得控除制度

国家戦略特区内において、国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、「IoT」「医療」分野における新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業を行うスタートアップ企業等について、事業所得の控除ができる制度。

適用期限 令和6年4月1日～令和8年3月31日

控除率	事業所得の18%を課税所得から控除
対象分野	一定のIoT※・医療
設立時期	設立日から5年未満
区域要件	・特区内に本店又は主たる事務所があること ・特区外の事務所の業務は、補助的業務（調査・広告宣伝）に限定すること ・特区外の事務所の従業員数合計が、当該法人の常勤従業員数の20%以下であること

※ 一定のIoT：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した事業

活用実績

創設～令和6年度：4事業

要望内容

産業の国際競争力の強化等に資するスタートアップ企業等の創業による革新的な事業を促進するため、国家戦略特区における所得控除の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

4. 国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対するエンジェル税制の延長

要望の目的

地方創生2.0基本構想（令和7年6月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区制度において、地方創生や産業の国際競争力の強化等につながる中小スタートアップ企業等の創業の促進を図る必要がある。

現行制度の概要

中小スタートアップ企業等に対する個人出資に係る所得控除

国家戦略特区内において、認定区域計画に定められた特定事業を実施する中小スタートアップ企業等に対して、個人が出資した場合に、出資者個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

適用期限

令和6年4月1日～令和8年3月31日

控除額	株式取得に要した金額（8百万円が限度）と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
会社要件	【小規模企業（概ね従業員が20人（商業又はサービス業は5人）以下）】 設立後、3年未満のスタートアップ企業等 かつ 一定の雇用増加、売上高営業利益率2%以下 など
	【医療・バイオ・農業分野の中小企業】 設立後、5年未満のスタートアップ企業等 かつ 売上高営業利益率2%以下 など

活用実績

創設～令和6年度：3事業

要望内容

産業の国際競争力の強化等につながる中小スタートアップ企業等の創業を促進するため、国家戦略特区における個人出資に係る所得控除の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

5. 国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長

要望の目的

地方創生2.0基本構想（令和7年6月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区制度を活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国際的なビジネス拠点の形成等に資するプロジェクトへの民間投資を喚起し、国内外から資金、人材、企業等の集積を図る必要がある。

現行制度の概要

機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除制度

国家戦略特区内において、「国際」「医療」分野における認定区域計画に定められた特定事業を行うために、機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

適用期限 令和6年4月1日～令和8年3月31日

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

活用実績

創設～令和6年度：12事業（このほか令和7年度以降に適用予定5事業＊）

＊事業実施計画は大臣確認済で、令和7年度内に竣工は4事業、現在工事中で令和8年度以降に竣工予定は1事業

要望内容

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

6. 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長

要望の目的

都市再生緊急整備地域等における、優良な民間都市開発プロジェクト（認定民間都市再生事業）による大都市・地方都市のまちづくりを推進するとともに、地方創生2.0基本構想（令和7年6月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区において認定民間都市再生事業を推進することで、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を図る必要がある。

現行制度の概要

都市再生促進税制の課税の特例

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略民間都市再生事業を定めた認定区域計画については、都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定があったものとみなして、都市再生促進税制の課税の特例が受けられる制度。

適用期限 令和5年4月1日～令和8年3月31日

税目	特定都市再生緊急整備地域	都市再生緊急整備地域
法人税 所得税	5年間割増償却：5割	5年間割増償却：2.5割
登録免許税※1	0.4% ⇒ 0.2%の軽減税率	0.4% ⇒ 0.35%の軽減税率
不動産取得税	課税標準1／2控除 ※2	課税標準1／5控除 ※2
固定資産税 都市計画税	課税標準を5年間 1／2に軽減 ※3	課税標準を5年間 3／5に軽減 ※3

※1：認定後3年以内に竣工し、1年以内に登記を受ける必要がある
（特定都市再生緊急整備地域内かつ、地上階数30以上又は延べ面積150,000㎡以上の耐火建築物を整備する場合は認定後5年以内）

※2：上記を参酌基準とし、1/10～3/10（2/5～3/5）の範囲内で都道府県条例で定める割合を控除

※3：上記を参酌基準とし、1/2～7/10（2/5～3/5）の範囲内で市町村条例で定める割合に軽減
（ ）内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

活用実績

創設～令和6年度：8計画

要望内容

都市再生による国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略民間都市再生事業を定めた認定区域計画に対する都市再生促進税制の課税の特例措置について、適用期限を3年間延長するとともに、登録免許税の適用要件の緩和※を行う。

※認定後から竣工までの期間要件（3年、5年）を2年間延長

7. 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長

要望の目的

地方創生2.0基本構想（令和7年6月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特区制度を活用し、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成を促進するため、国家戦略特区における都市の再開発事業の用地確保の早期化により、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を図る必要がある。

現行制度の概要

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

国家戦略特区の認定区域計画に定められた都市計画法の特例などを活用して、公益的施設（バスターミナル等）を含む再開発事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率）が受けられる制度。

適用期限 令和5年1月1日～令和7年12月31日

税目	措置の内容
所得税	軽減税率 15% ⇒ 10% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は15%)
住民税	軽減税率 5% ⇒ 4% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は5%)
法人税	5%重課税の適用除外 (ただし、法人税の重課は令和8年3月31日まで停止中)

活用実績

創設～令和6年度：0件（ただし、今後活用が見込まれる案件あり）

要望内容

認定区域計画に定められた特定事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を3年間延長する。

8. 国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化に必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長

要望の目的

地方創生2.0基本構想（令和7年6月閣議決定）に基づく特区の再起動を踏まえ、政策課題解決を図る突破口として、地域の資源や知恵を最大限に活用する国際戦略総合特区において、産業の国際競争力の強化のために不可欠な分野（環境技術、高度な医療、高度な産業技術）における取組をスピーディかつ飛躍的に進めていくため、開発・生産・役務提供に係る拠点形成の促進を図る必要がある。

現行制度の概要

機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除制度

国際戦略総合特区内において、「環境技術」「高度な医療」「高度な産業技術」分野における認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、指定法人が機械・建物等を取得してその事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

適用期限 令和6年4月1日～令和8年3月31日

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	30%
	建物及びその附属設備並びに構築物	15%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	8%
	建物及びその附属設備並びに構築物	4%

活用実績

創設～令和6年度実績 156法人

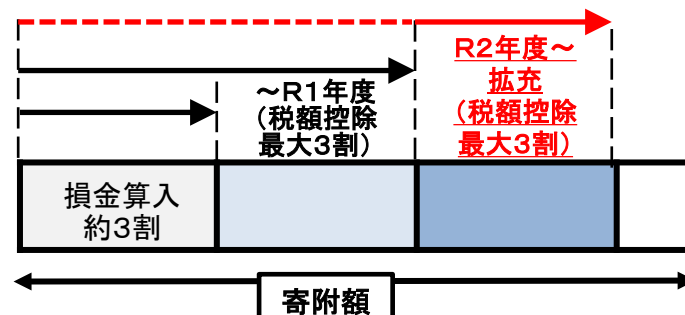
要望内容

国際戦略総合特区において、産業の国際競争力の強化のために不可欠な分野における取組をスピーディかつ飛躍的に進めていくため、必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置について、適用期限を2年間延長する。

9. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の制度改善(適正化)に伴う所要の措置

現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、税額控除の措置が講じられている。
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・ 損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・ 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ① 不交付団体である東京都
 - ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。
- 令和7年度税制改正において、適用期限を3年間延長(R10.3.31まで)



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

要望の必要性

- 企業版ふるさと納税は、制度の活用が進み、官民連携の効果的な取組も多く生まれている。
 - ※ 寄附額(令和元年度33.8億円→令和5年度470.0億円) 活用団体数: 累計1,536団体(平成28年度～令和5年度)
- 一方、令和6年11月に寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、福島県国見町の地域再生計画の認定を取り消した事案や、実態調査の結果を踏まえ、令和7年度から制度改善策を実施
- ⇒ 制度の健全な発展の観点から、更なる制度改善策(適正化)を講じた上で、より一層の活用促進に取り組む。

要望内容

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の制度改善等について必要な検討を行い、税制上の所要の措置を講じる。

10. 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産を取得した場合の**固定資産税の軽減措置の適用期限を延長**するとともに、対象地域を「**全国**」に**拡充**する。

施策の背景・必要性

- 今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる可能性がある地域は日本のほぼ全土であり、特に南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震は、発生確率や想定される被害の甚大性に鑑みても、その対策は急務である。
- これらの地震による甚大な被害を防止・軽減するためには、行政だけでなく事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進することが必要。そのため、各地の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、事業者自体における被害の軽減を図ることが重要である。
- また、これまで、対象地域を、「南海トラフ地震防災対策推進地域」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」「首都直下地震緊急対策区域」に絞っていたが、令和6年能登半島地震等において、大きな被害が生じたこと等に鑑みれば、同地域だけでなく、全国においても特例措置を適用し緊急地震速報受信装置等の設置を促すことを通じて、より一層地震防災対策を推進する必要がある。

制度の概要及び要望の内容

【対象者】

- ①物品販売業を営む店舗(30人以上収容)、飲食店(30人以上収容)、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設又は事業を管理・運営する者
- ②石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理若しくは取扱いを行う施設又は事業を管理・運営する者 等

【対象地域】

- ①南海トラフ地震防災対策推進地域
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 ⇒ **全国に拡充**
- ③首都直下地震緊急対策区域

【対象資産】

- ①緊急地震速報受信装置(これと同時に設置する専用の報知装置を含む。)
- ②緊急遮断装置(①と同時に設置する場合。)
- ③感震装置(①及び②と同時に設置する場合。)

【特例措置】

固定資産税の課税標準額を3年間2/3とする。

【適用期限】

令和8年3月31日 ⇒ **3年間延長(令和11年3月31日)**



11. 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

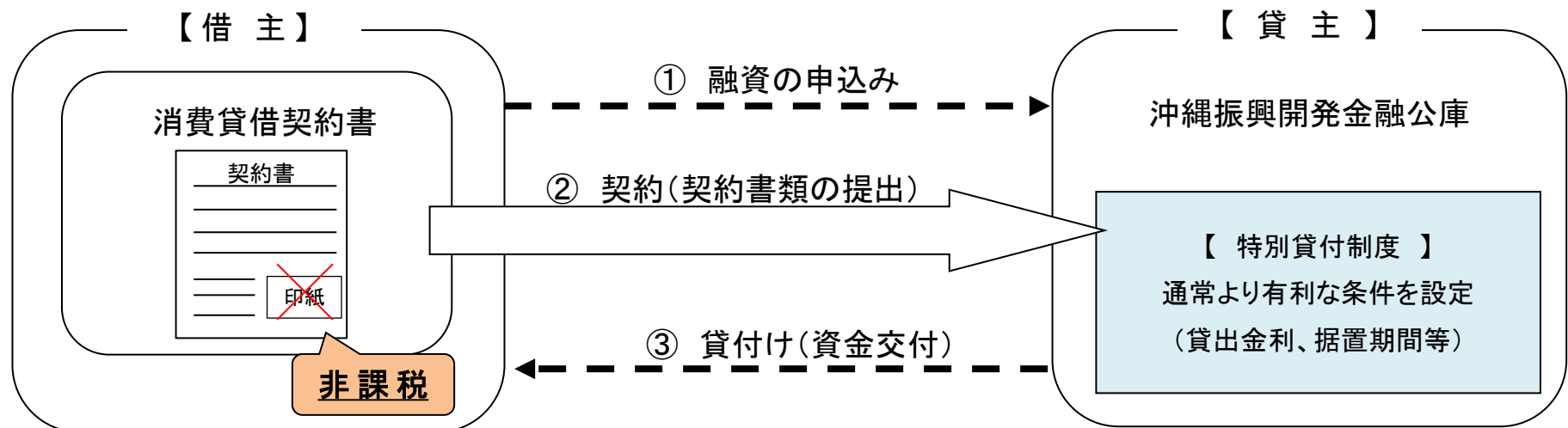
1. 概 要

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下「震災特例法」という)に基づき、沖縄振興開発金融公庫が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付けを行う場合における印紙税の非課税措置を5年間(令和13年3月31日まで)延長することを要望するもの(他の政府系金融機関と同様の措置)。

2. 要望理由

印紙税の非課税措置は、震災特例法制定時より沖縄振興開発金融公庫を含む各政府系金融機関において全国一律に適用されており、課税の公平性の観点から、引き続き、他の政府系金融機関と同様に措置する必要があるため、延長要望するもの。

【制度のイメージ】



12. 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置

現 状

- 我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、意思決定を行う政府にとってはもちろんのこと、社会や国民にとっても、日本学術会議（以下「学術会議」という。）の知見や役割はますます重要になってきている。
- こうしたなか、学術会議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に高めることを目的とした「日本学術会議法」が第217回国会で成立し、令和8年10月1日の同法施行に伴い、学術会議は特殊法人となる。
- 同法は、審議の過程において、衆議院内閣委員会では、附帯決議案が提出され、この案の中では、「（略）日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。」とされているところ、賛成多数をもって、同法案に対して附帯決議を付することが決した（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和7年5月9日衆議院内閣委員会））。また、参議院内閣委員会においても、同趣旨の決議が採択されたところ（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和7年6月10日参議院内閣委員会））。
- さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」においても、「日本学術会議が、新法に基づき、学術の向上発達と社会課題の解決への寄与に向けて機能強化を進めることを支援する。」とされている。

要望内容

- 学術会議は、学術の振興を目的とした、個人・法人からの寄附を受け付けるほか、収益事業として調査研究等を受託するなどし、財源の多様化を図ることを検討している。学術会議に対する個人・法人の寄附を一層促すため、また、財政面での自律を促進するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。

<法人における寄附金税制等>

(1) 所得税※: 寄附金控除を適用。

※連動する地方税も含む

(2) 法人税※: 特定公益増進法人への寄附金控除を適用。学術会議が行う収益事業を法人税法上の収益事業から除外。

(3) 相続税: 相続財産を贈与した場合の相続税非課税を適用。

從要望一覧

1. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化・子育て対応リフォームに係る特例措置の延長（所得税）
2. 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長（固定資産税）
3. 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）
4. 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
5. 令和6年能登半島地震に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税、都市計画税）
6. 第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始
7. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（法人税、所得税、法人住民税）

連絡先一覧

項 目 名	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
1. 地方創生に関する施策の推進		
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	地方創生推進事務局 地方拠点強化税制班	・本税制全般及びオフィス減税について (直) 03-3501-1697 ・雇用促進税制について (直) 03-3502-6770
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長	地方創生推進事務局 地域再生班	(直) 03-5510-2457
国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除の延長	地方創生推進事務局 特区班	(直) 03-5510-2462
国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対するエンジェル税制の延長	地方創生推進事務局 特区班	(直) 03-5510-2462
国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長	地方創生推進事務局 特区班	(直) 03-5510-2462
国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充及び延長	地方創生推進事務局 特区班	(直) 03-5510-2462
国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長	地方創生推進事務局 特区班	(直) 03-5510-2462
国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化に必要な設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置の延長	地方創生推進事務局 特区班	(直) 03-5510-2462
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置	地方創生推進事務局 地域連携班	(直) 03-6257-1421
2. 防災対策の推進		
地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）付	(直) 03-5797-7698
3. 政府系金融機関による東日本大震災に関する資金繰り支援		
東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	沖縄振興局 （調査金融担当）参事官室	(直) 03-6257-1673
4. 科学技術・イノベーションに関する施策の推進		
日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置	日本学術会議事務局	(直) 03-3403-1091 03-3403-1250 03-3403-5731

※内閣府主要望項目のみ掲載